
NHK歳末たすけあい募金配分申請要領

【令和5年度NHK歳末たすけあい募金による令和6年度配分】



I. はじめに

- 福島県共同募金会（以下「本会」という。）では、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）に実施・完了する事業について、下記の内容にて申請を募集します。
- この配分事業は県民の皆さまからの善意の募金が財源となっておりますので、申請される場合はそのことを十分に理解し、適正な配分金の活用をお願いします。

II. 募集内容

1. 障がい者支援事業

(1) 配分の目的

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者小規模作業所又は障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターが実施する、利用者の自立支援、就労支援、処遇改善等を目的とした事業に対して配分を行います。

(2) 配分の対象者

以下の①又は②に該当する既設の施設とします。

- ① 障がい者小規模作業所
- ② 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター

(3) 配分内容

下記の①～③の事業とし、いずれか1事業に対して配分を行います。

① 建物の修繕

- ・配分額は上限15万円、総事業費の75%以内の配分とします。
- ・法人所有でない建物の場合は、軽微な修繕のみを配分対象とします。

② 車両整備

- ・法人格を持つ団体が運営する施設の場合は、希望する車両を配分することとし、配分額は上限200万円、登録諸経費を除いた車両本体価格（付属品・特別仕様等も含む）の75%以内の配分とします。
- ・法人格を持たない団体が運営する施設の場合は、登録の関係上、軽自動車を配分することとし、配分額は上限150万円、登録諸経費を除いた車両本体価格（付属品・特別仕様等も含む）の75%以内の配分とします。

<補 足>

* 車両整備の場合は、本会指定のロゴマーク等を車両に標示いただきます。業者に見積りを依頼する際は、4ページの「VI. 配分事業の標示」－(2)をご参照のうえ、必ずロゴマーキング代等を含めた価格で車両の見積りを取るようお願いします。

③ 備品等の購入

- ・配分額は上限15万円、総事業費の75%以内の配分とします。

2. 子育て支援事業

(1) 配分の目的

地域における子育て活動を支援するため、地域保育所（認可外保育施設）又は児童福祉法に基づく地域型保育事業のうち小規模保育事業及び家庭的保育事業を行う保育所が実施する保育環境の整備・充実を目的とした備品等の購入に対して配分を行います。

(2) 配分の対象者

以下の①又は②に該当する保育所で、次の要件をすべて満たす既設の保育所とします。なお、株式会社又は有限会社等の営利を目的とする法人が設置・運営する保育所や事業所内保育所等は配分対象外としますので、ご注意願います。

- ① 地域保育所（認可外保育施設）
- ② 児童福祉法に基づく地域型保育事業のうち、小規模保育事業又は家庭的保育事業を行う保育所

<要件>

- ① 事業に要する資金の確保に困難をきたしていること。
- ② 規約、事業計画、事業報告、予算、決算等が整備されていること。
- ③ 個人名義ではなく保育所名義の金融機関預金口座を開設していること。

(3) 配分内容

備品等の購入に対して配分を行うこととし、配分額は上限15万円、総事業費の75%以内の配分とします。

3. 児童養護施設等就職支援事業

(1) 配分の目的

児童養護施設等から社会へ巣立って行く児童の就職を支援するため、単身生活に必要な生活必需品の購入に対して配分を行います。

(2) 配分の対象者

県内の民間児童養護施設、里親、ファミリーホーム等で生活する児童のうち、中学校又は高等学校の卒業後に就職する者とします。

(3) 配分内容

配分額は一人あたり5万円を上限とし、児童養護施設等からの申請に基づき配分します。

4. ハンセン病療養所入所者支援事業

(1) 配分の目的

ハンセン病療養所に入所する福島県出身者に対し、共同募金運動のたすけあいの趣旨に基づき、支援金を配分する。

(2) 配分の対象者

福島県出身者が入所する3ヵ所のハンセン病療養所（東北新生園、栗生楽泉園、松丘保養園）とします。

(3) 配分内容

配分額は一人あたり1万円とし、当該療養所からの申請に基づき配分します。

Ⅲ. 申請方法

(1) 提出書類

NHK歳末たすけあい募金配分申請書に必要書類を添付して申請してください。

なお、上記「Ⅱ. 募集内容」ごとに所定の申請様式がありますので、以下をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。

<募集内容ごとの申請様式>

1. 障がい者支援事業 ⇒ 様式第1号-①
2. 子育て支援事業 ⇒ 様式第1号-②
3. 児童養護施設等就職支援事業 ⇒ 様式第1号-③
4. ハンセン病療養所入所者支援事業 ⇒ 様式第1号-④

<補 足>

* 本会ホームページ (<https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>) にて「申請様式」及び申請書作成に当たっての「記入のポイント」等を公開しておりますので、ご確認のうえ申請願います。

(2) 申請書類の提出先及び提出部数

福島県共同募金会宛て申請書類を1部提出してください。

なお、児童養護施設等就職支援事業のうち、申請者が里親・ファミリーホームの場合のみ、児童相談所へ申請書類を提出するようになりますので、ご注意ください。

(3) 提出締切日

令和5年12月25日（月）

IV. 配分申請に関する調査

必要に応じて、審査に必要な書類の追加提出を求める場合や配分申請に関する現地調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

V. 配分の決定及び配分事業の実施期間

- (1) 令和5年12月のNHK歳末たすけあい運動の募金実績額により、本会配分委員会において申請内容を審議し、令和6年3月下旬の本会理事会・評議員会での承認を得て決定します。
なお、審査の結果、配分金額が申請額より減額される場合や配分が認められない場合もありますので、予めご承知おきください。
- (2) 審査結果は令和6年4月上旬頃に通知する予定です。
- (3) 配分事業は令和6年度内（※令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）に実施・完了していただきます。

VI. 配分事業の標示

配分事業を実施する際は、NHK歳末たすけあい募金の配分を受けたことを必ず明示していただきますので、予めご承知おきください。

- (1) 主な明示の例
 - ①「建物の修繕」の場合 → 玄関又は受付に亚克力プレート等を設置します。
 - ②「車両整備」の場合 → 本会指定のロゴマーク等を車両に標示します。
 - ③「備品等の購入」の場合 → 当該備品に受配シールを貼ります。
- (2) 車両整備の場合、以下の留意事項及び標示例をご参照のうえ、本会指定のロゴを用いて車両の両側面への塗装、又はカッティングシートでの標示をお願いします。
この際、車両の両側面に「法人名」及び「施設名」も忘れずに標示してください。
なお、車両整備で申請する場合は、必ずこの費用も見積書に含めて申請するようご留意願います。

<留意事項>

- ・ ロゴマークの赤色がよく見えるよう、原則として車体の色は白、シルバー、ベージュ等とします。
- ・ 「赤い羽根」及び「赤い羽根共同募金」のロゴマークは、赤色の指定色(PANTONE1797M)とします。これらのロゴマークは、A I形式、J P E G形式データの提供が可能です。なお、「法人名」及び「施設名」の文字は黒色とし、書体は見やすいものとしてください。
- ・ 文字の大きさは、5 c m角程度を目安に車体の大きさに合わせてバランスよく配置してください。

<標 示 例>

<NHK歳末たすけあい募金配分事業の場合>



VII. 留意事項

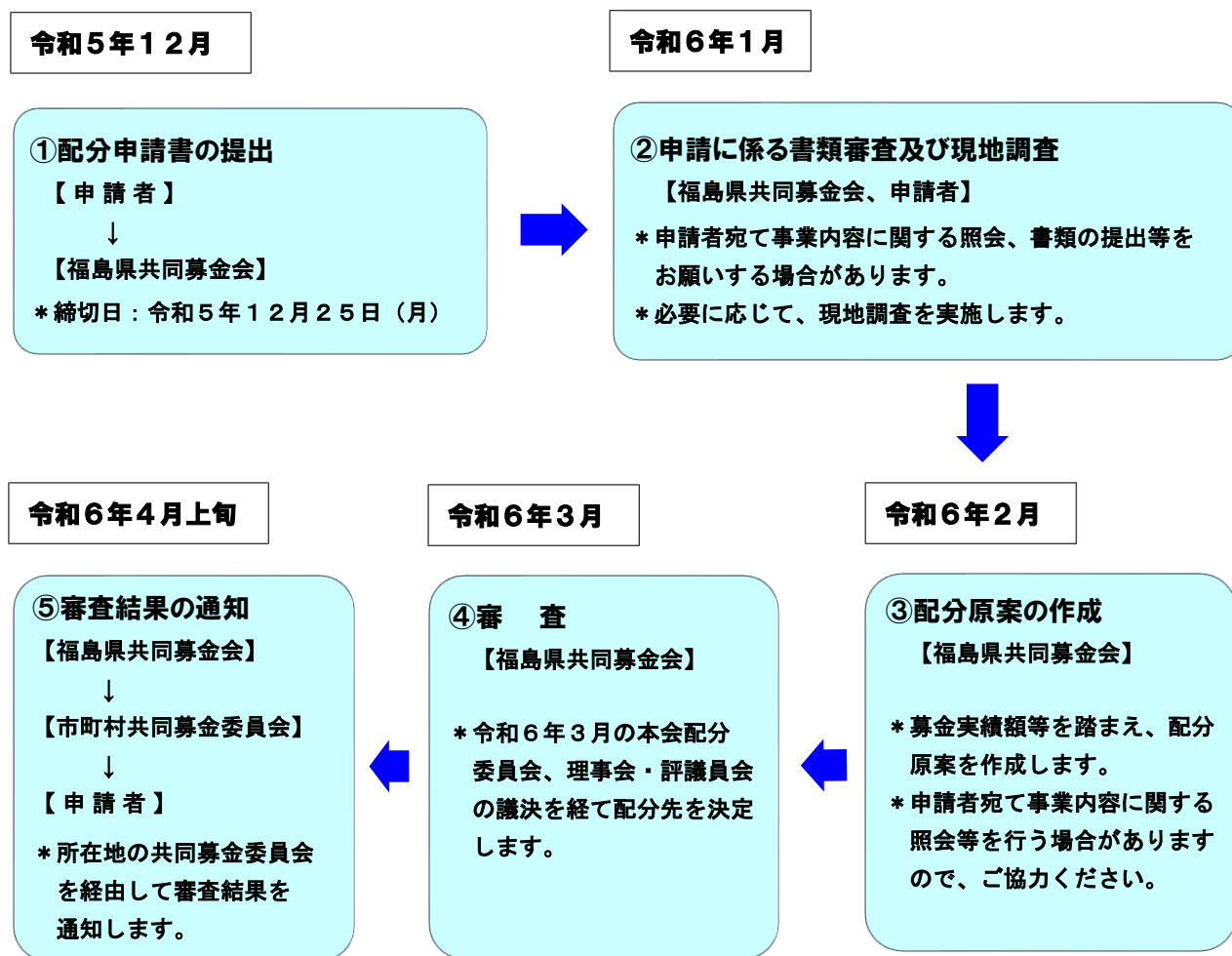
- (1) 配分事業は配分決定後に実施することと規定されておりますので、配分決定前に申請事業に着手（例：備品・車両等の仮押さえや発注、代金の一部を支払うなど）しないでください。
- (2) 上記（1）の事実が明らかとなった場合、配分決定の取消しや配分金の返還を求めることがあります。
- (3) 申請事業が他の助成金で決定した場合、又は老朽化等に伴い至急自己資金で対応する必要が生じた場合などは、申請書の取下げが必要となりますので、本会宛てご連絡をお願いします。

VIII. その他

申請募集の内容等に関して何かご不明の点などがありましたら、本会又は所在地の市町村共同募金委員会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人福島県共同募金会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 福島県総合社会福祉センター内
TEL：024-522-0822 FAX：024-528-1234
ホームページ：<https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>
メールアドレス：akaihane@axel.ocn.ne.jp

<参考> 配分申請から配分決定までの流れ



※注1：上記流れは、「1. 障がい者支援事業」、「2. 子育て支援事業」の場合です。

※注2：「3. 児童養護施設等就職支援事業」のうち、申請者が「県内の民間児童養護施設」の場合は上記流れの通りですが、申請者が「里親・ファミリーホーム」の場合は、「①配分申請書の提出」は福島県共同募金会ではなく「児童相談所」となること、「⑤審査結果の通知」は福島県共同募金会から直接送付するようになりますことを予めご承知おき願います。

※注3：「4. ハンセン病療養所入所者支援事業」の場合も基本的な流れは同じですが、「⑤審査結果の通知」については福島県共同募金会から直接送付します。